

# ●沖縄県協同農業改良普及事業実施に関する方針概要

## ★ポイント

- ◎ 経営改善等に意欲のある農家（認定農業者、青年農業者等）、を重点指導対象に位置付け、担い手育成を中心として、地域農業の活性化を図っていく。
- ◎ 新たな食料・農業・農村基本計画において示された新たな農業政策について、普及事業においても推進していく。

## ◆第1 普及指導活動の課題

### ◎国の運営指針

- ①食料自給率の向上に向けた戦略作物等の生産に対する支援
- ②農業・農村の6次産業化等による収益力向上に向けた取組に対する支援
- ③意欲ある多様な農業者による農業経営の育成及び確保等
- ④食品の安全性向上に向けた取組に対する支援
- ⑤持続可能な農業生産に向けた取組及び農業分野における地球環境対策に対する支援
- ⑥農村の振興に向けた取組に対する支援

### ▲県の実施方針

- ①安定的な農業の担い手育成に向けた取組に対する支援
- ②農業者の育成及びその将来にわたる確保に向けた取組に対する支援
- ③おきなわブランドの確立と生産体制の強化に対する支援
- ④環境と調和した農業生産に向けた取組に対する支援
- ⑤食の安全・安心の確保に向けた取組に対する支援
- ⑥農山漁村地域の振興に向けた取組に関する支援

#### 1 安定的な農業の担い手育成に向けた取組に対する支援

認定農業者等農業経営改善に意欲あるに担い手に対して技術・経営改善支援を行う。

また、パートナーシップ経営推進のため家族経営協定の普及促進を図る。

#### 2 農業者の育成及びその将来にわたる確保に向けた取組に対する支援

将来における担い手を確保するため、新規就農者等に対し関係機関と連携した支援活動を通じて生産及び経営技術の習得を支援する。

#### 3 おきなわブランドの確立と生産体制の強化に対する支援

園芸等の戦略品目について、高品質で安全・安心な農産物を消費者等に定時・定量・定品質することにより、おきなわブランドの確立と産地形成を図る。

そのため、各品目等においては、現場即応型技術実証展示ほ等を活用し、栽培技術の向上を図る。

また、さとうきび等の安定品目についても、生産コストの縮減等の支援により生産体制の強化を図る。

#### 4 環境と調和した農業生産に向けた取組に対する支援

特別栽培農産物、エコファーマー等の環境保全型農業を推進する他、環境にやさしい病虫害防除対策の推進、GAP手法の導入支援等を行う。

また、安定的な農業生産を推進するため、防風林の設置等による防災営農の推進や赤土流出防止対策、地球温暖化に適應する農業生産に向けた取組を支援する。

#### 5 食の安全・安心の確保に向けた取組に対する支援

トレーサビリティや農薬の適正使用の推進等の農業者による食の安全・安心の確保に向けた取組に対する支援を行い安全な農産物の安定的な供給を推進する。

#### 6 農山漁村地域の振興に向けた取組に関する支援

地産地消の推進や、農産物の付加価値を向上する加工や販売・流通、またそれらを融合した新たなサービス創出等の6次産業化等により農業者の経営多角化等に対する支援や生産資材費の縮減等を推進する。

## ◆第2 普及指導員の配置に関する事項

県全域を担当する広域普及指導員（営農支援課）と一定の地域を担当する地域普及指導員を配置する。

### 1 普及指導員の職務

#### (1) 広域普及指導員の役割

広域普及指導員は、広域的な課題（地域をまたぐ課題等）を担当するほか、農業施策の推進を支援するための普及事業の方向性等を示唆し、地域普及指導員の先導的役割を果たす。

また、各農業改良普及センターの普及指導計画策定等支援や沖縄県農林水産業振興計画の推進のため、普及の役割を明確にし、行政機関及び研究機関との連携に取り組む。

#### (2) 地域普及指導員の役割

地域普及指導員の役割は、直接農業者に接して、技術及び経営改善のための普及指導を実施する。

### ◆第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

- 1 普及指導員の研修  
多様な課題に対応できるよう、研修の充実強化に努める。  
また、研修は「新任者研修」、「機能強化研修」、「企画・運営能力研修」等段階に応じた研修計画を策定し、効率的・効果的に実施する。
- 2 人事交流の促進  
高度な知識、技術や広い視野を有する優れた普及指導員を確保し、効率的・効果的な普及指導活動を実施するため、試験研究機関、農林水産部各課等との人事交流を行う。

### ◆第4 普及指導活動の方法に関する事項

- 1 先進的技術の迅速な普及  
現場ニーズを的確に把握し、そのニーズに即した技術の開発について、試験研究機関へ要望するとともに、開発された技術について、現地実証等を踏まえ迅速に農業者へ普及する。
- 2 普及指導員の活動方法  
普及指導活動は、毎年度策定する普及指導計画に基づき活動を行う。普及指導計画の策定に当たっては、前年度の評価を踏まえ策定し、中間評価、年度末評価、外部評価等を行うことにより、効果的・効率的な普及指導活動を行う。
- 3 民間との連携のあり方  
普及指導活動が多様な分野の知識等が必要となっていることから、民間専門家等を活用した普及指導活動を展開する。
- 4 農業研修教育の強化推進  
農業大学校は、実践的な研修教育をとおして青年農業者、地域農業を担う農業者の養成を行う。  
また、農業改良普及センターは農業大学校と連携し、新規学卒者、Uターン及び他産業からの新規就農者に対し就農形態に応じた技術の習得、就農計画の策定等について支援する。

### ◆第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

- 1 行政施策への対応  
関係機関との役割分担を明確にし、課題解決を図るため、就農支援資金等の制度資金や各種補助事業等を有効な手段として普及指導活動計画に位置づけ、効果的に活用されるよう支援する。
- 2 他都道府県との連携強化  
全国的な普及指導活動の課題を解決するため、他都道府県と情報の共有化を図る等連携を強化する。
- 3 普及指導員の育成、確保  
普及指導員を継続的に確保するため、普及指導員の受験資格が早期に満たされるよう、配置及び異動に留意する。